



平成29年(2017年)

2/5

第1428号

市報

こだいら



ぶるペー



携帯電話用



スマートフォン用



平成29年度分ちよこつと共済の
加入受付始まる…………… 2面

お済みですか
健診・検診・予防接種…………… 3面

市民税・都民税申告、確定申告… 4面

大切な ひとを 守るために



あなたの運転を見直してみませんか

近年、高齢者が関わる交通事故が増え、社会的な問題となっています。こうした現状などを踏まえて、改正道路交通法が施行されます。この機会に、大切な人や家族を守るため、考えてみませんか。

3月12日から改正道路交通法が施行されます

加齢による認知機能の低下に着目して制度を見直します。臨時認知機能検査・臨時高齢者講習制度の新設や、臨時適性検査を見直します(下図のとおり)。臨時適性検査や臨時認知機能検査、臨時高齢者講習を受けない場合や、医師の診断書を提出しない場合には、運転免許の取消または停止となります。
※このほかの改正は、高齢者講習の内容・時間の見直し、車両重量7.5トン未満(最大積載量4.5トン未満)の自動車を運転する準中型免許の新設などがあります。



高齢者向け 運転行動のチェックリスト

- ブレーキとアクセルを間違えることがある
- ウィンカーを出し忘れることがある
- 目的地がわからなくなることがある
- 道に迷うことが増えた
- 駐車が下手になった
- 運転すると以前よりものすごく疲れるようになった

か大し
丈夫
ら

このような行動が1つでも見られた場合には、「自分の運転が、加齢の影響を受け始めている可能性がある」と考え、より慎重な運転を心がけましょう。また、警察署の交通課窓口にご相談することもできます。



やっぱり不安かも…という方に 運転免許の自主返納

免許を返納された方は「運転経歴証明書」の交付申請ができます。これは本人確認書類として使用でき、一部の百貨店や美術館などでは提示することで優待を受けることができます。



問合せ 警視庁運転免許本部 ☎03(6717)3137

